

TPP つぼの壺

発行：全国農業協同組合中央会

～ TPP の交渉状況について～

1. TPP 政府対策本部による説明会の開催等

2月10日、安倍総理大臣は、施政方針演説において「最終局面のTPP交渉は、いよいよ出口が見えてきた」と述べ、早期妥結への意欲を示しました。一方、甘利TPP担当大臣は、2月13日の記者会見で、「最終コーナーを回ったが、ゴールまでの距離はわからない」とし、今後の交渉が一筋縄では進まないことを示唆しました。

こうしたなか、TPP政府対策本部は、2月16日に説明会を開催し、ワシントンD.C.（12月7～12日）およびニューヨーク（1月26日～2月1日）で行われた首席交渉官会合等に関して、交渉状況の説明を行いました。政府対策本部の説明によれば、依然として知的財産が最も難航している模様です。

<知的財産に関する交渉状況>

- 主に「著作権の保護期間」、「医薬品のデータ保護期間」、「地理的表示¹」等の論点があり、なかでも医薬品のデータ保護期間が最難関。この3点以外にも、重たい論点が残っている。
- 著作権については、「著作権の保護期間を70年とすることで調整」「著作権侵害を非親告罪化する（被害者の告訴がなくても検察が訴追できるようにする）」との報道があったが、まだ議論は収れんしていない²。
- 医薬品のデータ保護期間³に関して、日米以外は自国に新薬開発能力のある企業がほぼないため、期間を短くしてほしいと要求。医薬品の値段が上がれば財政負担に直結するため、多くの国にとって政治問題となっており、一筋縄ではいかない。
- 現在、主要な論点をさらに細分化してリスト化し、関心国が特定されている場合は、関係国間で協議を行っている。

また、日米二国間協議に関し、政府対策本部は、事務レベル協議が足踏み状態のため、閣僚級協議の設定はできておらず、12カ国による閣僚会合は、日米協議の進展状況を見極めたうえで開催されるとの見解を示しました。

¹ 詳細は、国際農業・食料レターNo.178「TTIP交渉における米国とEUの対立～SPSとGIに関する論点を中心に～」(全国農業協同組合中央会)をご参照ください(<http://www.zenchu-ja.or.jp/food/title/foodletter>)。

² 詳細は、国際農業・食料レターNo.174「TPPの『主戦場』になった知的財産と、日本への影響」(全国農業協同組合中央会)をご参照ください。

³ 詳細は「TPPつぼの壺(第4号)」(<http://www.think-tpp.jp/>)をご参照ください。

さらに、1月以降相次ぐTPPに関する報道に言及し、「(数字は)誤解を招くもの」としたうえで、「(決議が守られていると)国会でご承認いただけるような内容にしないといけないという思いで交渉している」と述べるとともに、米国にTPAがないなかでの交渉に関し、「各国政府はステークホルダー(利害関係者)を説得する責任を負っている。一度合意した内容について、議会から後で言われての再交渉は絶対に受けない」との交渉姿勢を示しました。

2. 知的財産以外の主な交渉状況

2月16日の政府説明会において、TPP政府対策本部が説明した知的財産以外の交渉状況は以下のとおりです。

<知的財産以外の交渉状況>

物品市場 アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物品の貿易に関して、関税等の取扱いについて議論するとともに、内国民待遇など、物品の貿易を行う上での基本的なルールについて協議。 ○ 基本的なルールを定めるテキストに関する協議は、まだ終わっていない。 ○ 関税に関する交渉は2国間で継続中であり、結果は譲許表が付属書として添付されることとなる。
原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> ○ TPP協定上適用される関税率の対象となる基準や、原産品であることを証明する制度等について議論。 ○ 一般的なルールと、個別品目毎のルールを定める作業を行っている。品目別ルールで残っているものは、物品関税交渉が終わっていないもの。 ○ 「累積(締約国内の原産材料を自国の原産材料として換算)」の概念は認められる見込み。
制度的事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紛争処理の扱い等難しい論点を分野横断的に協議。知的財産と同様に難航。 ○ 「公務員の腐敗防止」については、抵抗している国があるものの、全体として最難関の峠は越した。
国有企業 (競争政策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規律を課すべき国有企業の範囲、政府による支援の内容、透明性等について協議。 ○ 一般的な規律を整理するテキストはほぼ収束に向かっているが、規律の対象外とする例外リストの作成は煮詰まっていない。
投資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投資家対国の紛争解決手続き(ISDS)は閣僚案件のため、首席交渉官会合では取り扱わない。なお、公共政策目的の規制権限は各国に留保することで合意済み。 ○ ISDS以外の技術的な論点は、閣僚に上げずに処理できる見込み。
環境 ・ 労働	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貿易・投資促進のために環境基準や労働基準を緩和しないこと等に関する規律について議論。 ○ 環境については、ごく僅かな論点を、関係する数カ国が調整。ワシントンの首席交渉官会合で峠を越えた。 ○ 環境・労働は、TPP・TPAに反対する米国の民主党議員の関心分野であるため、TPPを早くまとめて内容を公表し、TPAの審議に弾みをつけたいという見立ても米メディアにある。次回の閣僚会合前までには相当整理される見込み。

(TPP政府対策本部による説明会(2月16日)の内容等をもとに、JA全中作成)

以上